

第91期定時株主総会資料

電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
主要拠点等
従業員の状況
主要な借入先および借入額
2. 会社の状況
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
剰余金の配当等の決定に関する基本方針

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■ 計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■ 監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査役会の監査報告書

株式会社三社電機製作所

上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

主要拠点等（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社 : (大阪市東淀川区)
支店および営業所 : 東京支店(東京都台東区)、中部営業所(名古屋市)、
九州営業所(福岡市)
ソウル支店(韓国)、台北支店(台湾)、ヘルシンキ支
店(フィンランド)
工 場 : 滋賀工場(滋賀県守山市)、岡山工場(岡山県勝田郡
奈義町)
研 究 所 : (大阪市東淀川区)

② 子会社

サンレックスコーポレーション : 本社 (アメリカ)
サンレックスリミテッド : 本社 (香港)
サンレックスアジアパシフィックPTE.LTD. : 本社 (シンガポール)
三社電機(上海)有限公司 : 本社 (中国)
三社電機(広東)有限公司 : 本社・工場 (中国)
株式会社三社ソリューションサービス : 本社 (大阪市東淀川区)
株式会社諏訪三社電機 : 本社・工場 (長野県茅野市)
東莞伊斯丹電子有限公司 : 本社・工場 (中国)
大阪電装工業株式会社 : 本社・工場 (大阪市東淀川区)
(注) 東莞伊斯丹電子有限公司は、2025年4月1日付で東莞諏訪三社電機有限
会社に商号を変更しました。

従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比
半導体事業	265名	5名減
電源機器事業	1,010名	20名減
全社（共通）	125名	7名増
合 計	1,400名	18名減

（注）臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平均勤続年数
合 計	716名	12名増	46.6歳	19.3年

（注）臨時従業員は含まれておりません。

主要な借入先および借入額（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社三井住友銀行	2,400
株式会社池田泉州銀行	600

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の状況

会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

会計監査人に対する報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めておりません。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 金額には消費税を含めておりません。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

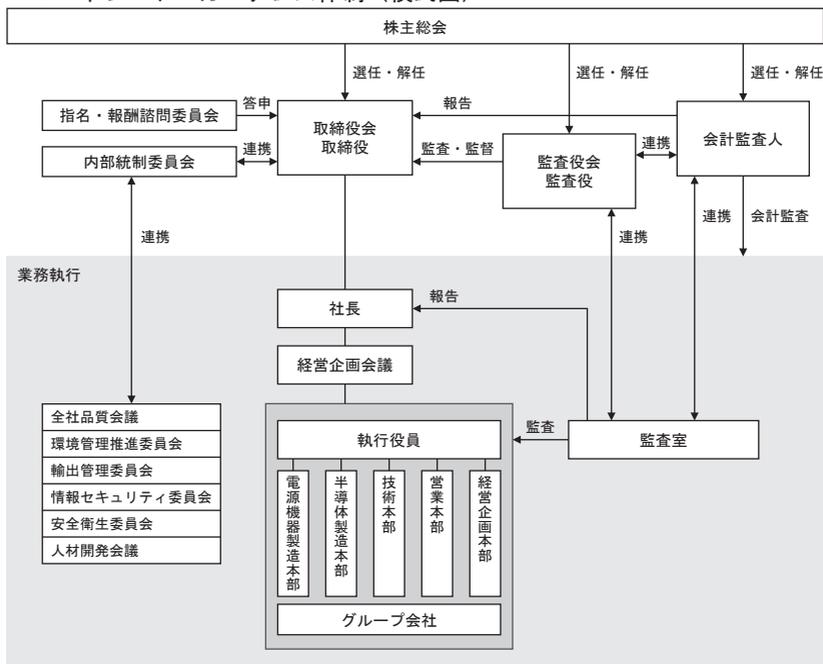
監査役会は会社法第340条に定める場合に該当する会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である等その必要があると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を審議し株主総会に提案いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、事業の志であるパーパス「パワーエレクトロニクスと創造力で社会を前進させる。」を掲げ、経営理念に基づく経営を実践しております。また、ビジョンである「Global Power Solution Partner（グローバル・パワー・ソリューション・パートナー）」を実現することで、持続的な企業価値の向上と社会の持続的発展に貢献いたします。その実現に向け、コンプライアンスの徹底を図るとともに、透明性の高い効率的な経営基盤を構築することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



II. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社では2006年5月22日に開催された取締役会において「内部統制システムに関わる基本方針」を決定し、その整備に努めてまいりました。また、これまでの会社法等関係法令の改正を踏まえ、当該体制の維持改善に努めてまいりました。

1. 取締役ならびに従業員の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・当社グループは、コンプライアンスを法令・定款・社内規範・企業倫理・社会的規範の遵守と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「三社電機グループ行動指針」を制定して、その遵守を図る。
- ・当社は「コンプライアンス規程」において、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築とその徹底、推進ならびにコンプライアンスに関する重要事項の検証をリスクマネジメントの一環と定義し、経営管理部門責任者を当社グループ全体のコンプライアンスに関わる統括責任者として、当社グループの役員および従業員に対するコンプライアンス教育をはじめ、コンプライアンス経営を推進する。
- ・内部通報制度として、法令違反やコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる仕組みを構築する。
- ・コンプライアンス規程に基づき、内部通報窓口に通報・相談を行ったことを理由として、当該通報・相談を行った者に対し不利益な取り扱いを行わない。
- ・社長直轄の監査室を設置する。監査室は、当社グループの業務全般が法令、定款および社内規程に準拠して適法・適正かつ合理的に行われているか、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

- ・当社グループは、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、各種委員会・会議等の議事録、決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて保管および保存する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループは、経営管理部門責任者を委員長とした内部統制委員会を設置し、グループ全体のリスクを一括して管理し、適宜その活動内容を取締役に報告する。本委員会は、当社グループの事業活動推進において想定されるリスクに対して対応方針・具体的対策を審議し、各部門へ指示を行う。特に品質問題については、事業ごとに設置された品質管理部門が各事業の品質保証業務を横断的に管理し、迅速かつ正確に問題の解決を図る。

4. 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
 - ・中期経営計画を策定し全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき施策を効率的に推進できる体制を構築する。
 - ・経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「取締役職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営企画会議等の会議体を経て意思決定を行うことで職務の適正性を確保する。
 - ・取締役の指名・報酬等に係る手続きの公平性・透明性・客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
 - ・執行役員制度を導入することにより経営の意思決定、監督と職務執行の機能を分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・子会社の取締役は、営業成績、財務状況など当社から指定された経営に関する重要事項について月次で報告するとともに、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件が発生または発生を予見した場合には、直ちに当社の経営管理部門責任者にその内容を報告する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
 - ・経営管理部門は「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ経営の運営管理制度を立案し、推進する。
 - ・子会社業務に対する支援業務および管理業務は「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部門責任者が子会社と協議のうえ、適切な当社部門を指名し、支援にあたる。

7. 監査役の職務を補助する従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役会よりその職務を補助すべき使用人をおくことを求められた場合、監査役会と協議のうえ、適任者を選定して監査役会の承認を得て当該使用人を任命する。
 - ・監査役の職務を補助する従業員の人事評価は監査役会が行うものとし、取締役等からの独立性を確保する。

8. 監査役への報告に関する体制

- ・監査役は取締役会への出席のみならず、その他の重要会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告するほか、緊急を要する場合にはその都度監査役に報告する。また、監査役は必要に応じていつでも取締役ならびに使用人に対して報告を求めることができる。
- ・監査役会は「監査役会規程」に基づき、取締役に対して取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制の整備を要請できる。
- ・内部通報窓口に通報・相談された内容および調査結果については、適宜、監査役に報告する。
- ・監査役に通報・相談を行ったことを理由として、当該通報・相談を行った者に対し不利益な取り扱いを行わない。

9. 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に関わる方針

- ・監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、その職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決定することができる。
- ・監査役は、職務の執行上において緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

10. 監査役監査の実効性確保のための体制

- ・監査役会は期首に年間の「監査役監査計画」を作成し、その内容を取締役会において説明し、効率的な監査を進めるとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行う。
- ・監査計画の立案にあたっては、監査工数の増減を勘案して補助すべき使用人の必要性を検討する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価・検証し、必要に応じて是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ・当社グループは、反社会的勢力に対しては組織として対応し、毅然とした姿勢で断固として拒絶する。
- ・「三社電機グループ行動指針」において、反社会的勢力との関係排除に向けた基本姿勢を明記し、役員・従業員に周知徹底を図るほか、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合に備え、日常より所轄警察署、企業防衛対策協議会、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、これらの外部専門機関等が実施する研修会等に積極的に参加し、反社会的勢力に関する最新の情報を入手する。

Ⅲ. 運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行の適正性・効率性に関する運用状況

- ・取締役7名（うち社外取締役3名）および監査役3名（うち社外監査役2名）は、毎月開催される定時取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会（当事業年度は3回開催）に出席し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。
- ・業務執行責任者が出席する経営企画会議を毎月開催し、稟議事項およびその他の報告事項について事前に検討し、取締役会の効率性を高めております。
- ・取締役会の実効性を確保し、企業価値を向上させることを目的として、取締役会の実効性に関する自己評価と分析を実施しています。集計結果をもとに、2025年2月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。アンケートの内容と結果の概要は以下のとおりです。

(1) 実施日：2024年12月27日～2025年1月24日

(2) 対象者：取締役7名（うち社外3名） 監査役3名（うち社外2名） 合計10名

(3) 実施方法：無記名によるアンケート形式

(4) 評価結果の概要：アンケート結果を踏まえ、取締役会の実効性について分析評価を行った結果、概ね実効性が確保できていることが確認できましたが、以下のような課題があることも確認いたしました。

① 取締役会の運営に関する課題

- ・想定される審議事項のスケジューリング
- ・資料提供の早期化など

② 取締役会の議論やモニタリング機能に関する課題

- ・経営計画や審議事項等の進捗状況の議論
- ・サステナビリティに関する議論
- ・グループ全体の潜在的リスクや危機管理に関するモニタリングなど

(5) 実効性向上に向けた取り組み

① 取締役会の運営に関する課題については、取締役会事務局において年間で想定される審議事項につきスケジュールを設定し、資料提供の早期化を促進する。

② 取締役会の議論やモニタリング機能に関する課題については、取締役会事務局において前記スケジュールに、進捗状況の議論、サステナビリティに関する議論およびリスク・危機管理に関する議論を盛り込むことでそれぞれ議論を促進する。

2. コンプライアンス体制に関する運用状況

- ・当社グループでは、従業員からコンプライアンスに関する相談や不正行為の通報窓口として公益通報者保護法に即した「コンプライアンス相談・通報窓口（内部通報窓口）」を設置しております。相談先は、人事部および監査室に加え、外部の法律事務所を設置しており、英語・中国語でも対応しております。当社グループの従業員に配布している携帯用カードへの記載や、社内のグループウェア、研修等を通じて当社グループ全従業員に周知するとともに、相談・通報したことによる解雇その他不利益な取り扱いを禁止し、通報者の保護を徹底していることを周知し、相談・通報窓口への信頼性向上に努めております。
- ・当事業年度は、ビジネスと人権、インサイダー取引規制、化学物質の管理などに関するeラーニングを実施いたしました。
- ・反社会的勢力対策としては、新規取引先について反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力との関わりを防止しております。また、企業防衛対策協議会に参加し、所轄警察署との連携を深めております。
- ・監査室は、監査計画に基づき、法令・社内規程について、グループ全部署を対象とする業務監査・内部統制監査を実施し、その結果および改善状況を取締役会および監査役会に報告いたしました。また、フォローアップ監査も実施し、改善内容の有効性を確認いたしました。

3. リスク管理体制に関する運用状況

- ・取締役経営企画本部長を委員長とする内部統制委員会において、経営リスクおよび事業に関するリスクについてその対応状況を確認するとともに、コンプライアンスの徹底を推進いたしました。

4. グループ会社の業務の適正性に関する運用状況

- ・グループ会社の重要事項については、グループ会社との事前協議または事前報告を通じて意思疎通を図るとともに、担当役員が当該会社の状況を取締役会に報告しております。
- ・当事業年度は、海外を含めた全子会社に対し、内部監査部門・会計監査人と連携して往査による監査役監査を実施いたしました。

5. 監査役に関する運用状況

- ・監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、取締役会に出席し、協議される議案に関して適宜、意見を表明いたしました。その他、常勤監査役は、経営企画会議等のすべての重要会議に出席し、情報収集を図るとともに適宜、意見を表明し、その内容に関しては監査役会で情報共有いたしました。

- ・会計監査人とは、定期的にミーティングを実施するとともに、「監査上の主要な検討事項（KAM:Key Audit Matters）」について、その候補である事項に関して綿密に意見調整を行いました。また、監査室とは、毎月連絡会を開催して情報交換を行いました。
- ・常勤監査役と監査室は毎月連絡会を行い、四半期に一度は社外監査役も参加して情報共有を図っております。
- ・監査役監査の実効性については、昨年度の監査役会実効性評価を踏まえ、副社長と社外取締役との会合回数を増やしましたが、内部統制上の脆弱点やリスクに関する議論に改善の余地があるため、引き続き議論の活性化を図るとともに、監査役会としての監督機能をより一層強化してまいります。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題のひとつとして認識し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、企業の安定的かつ継続的發展のために必要な資金を確保し、有効に活用していく所存であります。

なお、当期の期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、当期の業績および財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、取締役会において1株当たり30円とさせていただく旨を決議いたしました。この結果、中間配当10円と合わせて年間配当金40円となります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,774	2,755	18,561	△1,597	22,493
当期変動額					
剰余金の配当			△671		△671
親会社株主に帰属する 当期純利益			502		502
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△168	－	△168
当期末残高	2,774	2,755	18,393	△1,597	22,325

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	28	1,697	213	1,939	24,432
当期変動額					
剰余金の配当					△671
親会社株主に帰属する 当期純利益					502
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△28	△76	182	77	77
当期変動額合計	△28	△76	182	77	△91
当期末残高	－	1,620	395	2,016	24,341

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 1) 連結子会社の数 9社
2) 連結子会社の名称 サンレックスコーポレーション
サンレックスリミテッド
サンレックスアジアパシフィックPTE. LTD.
三社電機（上海）有限公司
三社電機（広東）有限公司
株式会社三社ソリューションサービス
株式会社諏訪三社電機
東莞伊斯丹電子有限公司
大阪電装工業株式会社
- (2) 非連結子会社 該当事項はありません。

(注) 東莞伊斯丹電子有限公司は、2025年4月1日付で東莞諏訪三社電機有限公司に商号を変更しました。

2. 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称 EMソリューションズ株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

三社電機（上海）有限公司、三社電機（広東）有限公司、東莞伊斯丹電子有限公司については連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2) デリバティブ 時価法

3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 半導体素子 : 原価基準（総平均法）

電源機器 : 原価基準
(主として個別法又は総平均法)

原材料 原価基準（主として先入先出法）

なお、子会社のうち株式会社諏訪三社電機、東莞伊斯丹電子有限公司の評価方法は次の方法を採用しております。

- ・商品及び製品、仕掛品、原材料 電源機器 : 原価基準 (総平均法)

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 会社基準による合理的な耐用年数 (半導体製造設備については法人税法に定める耐用年数の概ね7割、その他の有形固定資産については概ね8割の耐用年数)を設定し、定額法で償却を行っております。

(リース資産を除く)

なお、子会社のうち株式会社諏訪三社電機、東莞伊斯丹電子有限公司及び大阪電装工業株式会社は税法に定める耐用年数による定額法で償却を行っております。

無形固定資産 ソフトウェア (自社利用分) については社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法で償却を行っております。

(リース資産を除く)

リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、過去の貸倒発生率及び債権の個別評価に基づいて回収不能額を見積もり計上することとしております。

賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

製品保証引当金 製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補修費見込額を計上しております。

受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

役員株式報酬引当金 取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しており、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、半導体・電源機器事業の各事業における製品の製造・販売及び販売した製品の据付工事を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、販売した製品の据付工事などの請負工事については、一時点で充足される履行義務として主に据付が完了した時点で収益を認識しております。

なお、当社及び一部の連結子会社においては「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

3) 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の一部の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

II. 会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産の評価）

当連結会計年度末における連結貸借対照表には、当社の棚卸資産5,729百万円が計上されております。

当社は、将来廃棄しない在庫は使用すると仮定し、棚卸資産の過去の廃棄等による処分の実績及び今後の使用見込みに基づき、将来の在庫の廃棄予測を反映した規則的な帳簿価額の切下げ基準を設定しております。将来の在庫の廃棄予測は、経営環境や経営方針の変化等により、過去の廃棄等による処分の実績から乖離する可能性や、今後の使用見込みが変動する可能性があり、将来における廃棄の予測には高い不確実性を伴います。

III. 保証債務

関連会社の借入金に対する保証債務 50百万円

IV. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 18,912百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 14,950,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	536百万円	40円	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	134百万円	10円	2024年9月30日	2024年12月3日

(注) 1. 2024年5月29日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2024年11月7日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	402百万円	30円	2025年3月31日	2025年6月5日

(注) 2025年5月30日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、発行会社の財政状態等を定期的に把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注2）を参照）また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
デリバティブ取引 (*2)	129	129	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ 通貨関連	—	129	—	129
資産計	—	129	—	129

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額88百万円）は、市場価格がなく、市場価格のない株式、出資金、その他これらに準ずる金融商品と認められることから、記載しておりません。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	半導体事業	電源機器事業	
顧客との契約から生じる収益	5,862	19,578	25,440
外部顧客への売上高	5,862	19,578	25,440

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	9,518
契約負債	466

なお、当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は211百万円であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,830円19銭

2. 1株当たり当期純利益 37円80銭

(注) 当社は、役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当該自己株式の期末株式数123,000株、当該自己株式の期中平均株式数123,000株)

Ⅸ. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,399	流動負債	7,007
現金及び預金	1,913	買掛金	1,594
受取手形	62	短期借入金	3,000
売掛金	4,348	未払金	749
電子記録債権	1,411	未払費用	458
商品及び製品	2,339	未払法人税等	15
仕掛品	1,911	契約負債	270
原材料及び貯蔵品	1,478	預り金	293
前払費用	65	賞与引当金	486
未収入金	648	製品保証引当金	29
関係会社貸付金	207	受注損失引当金	77
その他	12	その他	32
固定資産	10,858	固定負債	799
有形固定資産	5,657	関係会社長期借入金	518
建物	1,318	リース債務	173
構築物	138	退職給付引当金	18
機械及び装置	708	役員株式報酬引当金	51
車両及び運搬具	0	資産除去債務	37
工具器具及び備品	172	負債合計	7,806
土地	1,998	純資産の部	
リース資産	228	株主資本	17,450
建設仮勘定	1,092	資本金	2,774
無形固定資産	477	資本剰余金	2,755
借地権	1	資本準備金	2,698
ソフトウェア	464	その他資本剰余金	57
ソフトウェア仮勘定	11	利益剰余金	13,518
投資その他の資産	4,722	利益準備金	325
投資有価証券	1	その他利益剰余金	13,193
関係会社株式	1,327	建物圧縮積立金	20
関係会社出資金	426	土地圧縮積立金	301
関係会社長期貸付金	2,025	別途積立金	3,400
前払年金費用	529	繰越利益剰余金	9,470
繰延税金資産	368	自己株式	△1,597
その他	44	純資産合計	17,450
資産合計	25,257	負債・純資産合計	25,257

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		15,707
売 上 原 価		12,443
売 上 総 利 益		3,263
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,059
営 業 利 益		204
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	147	
受 取 賃 貸 料	10	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	38	
売 電 収 入	6	
そ の 他	26	229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
為 替 差 損	77	
そ の 他	2	106
経 常 利 益		326
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48	48
税 引 前 当 期 純 利 益		375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16	
法 人 税 等 調 整 額	73	89
当 期 純 利 益		286

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金				利益剰余金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金		建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	地積積立金	別途積立金	繰上利益剰余金	
当期首残高	2,774	2,698	57	2,755	325	22	301	3,400	9,853	13,903		
事業年度中の変動額												
剰余金の配当											△671	△671
建物圧縮積立金の取崩							△1				1	—
当期純利益											286	286
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△1	—	—	△383	△385		△385
当期末残高	2,774	2,698	57	2,755	325	20	301	3,400	9,470	13,518		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 の 有 限 公 司 評 価 差 額	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当期首残高	△1,597	17,835	28	17,864
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△671		△671
建物圧縮積立金の取崩		—		—
当期純利益		286		286
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△28	△28
事業年度中の変動額合計	—	△385	△28	△413
当期末残高	△1,597	17,450	—	17,450

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 半導体素子 : 原価基準 (総平均法)

電源機器 : 原価基準 (個別法又は総平均法)

原材料 原価基準 (先入先出法)

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

会社基準による合理的な耐用年数 (半導体製造設備については法人税法に定める耐用年数の概ね7割、その他の有形固定資産については概ね8割の耐用年数) を設定し、定額法で償却を行っております。

無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア (自社利用分) については社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法で償却を行っております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

製品保証引当金

製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補修費見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。なお、一部の制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理しております。

役員株式報酬引当金

取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物を替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、半導体・電源機器事業の各事業における製品の製造・販売及び販売した製品の据付工事を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。また、販売した製品の据付工事などの請負工事については、一時点で充足される履行義務として主に据付が完了した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約は外貨建売上債権および外貨建買入債務に行っております。通貨スワップは外貨建借入金に行っております。

ヘッジ方針

当社所定の取引管理基準に基づき取引額の範囲内で行うことにより為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価方法

為替予約および通貨スワップ取引については、ヘッジの有効性が高いと認められるため、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

当事業年度末における貸借対照表には棚卸資産5,729百万円が計上されております。

当社は、将来廃棄しない在庫は使用すると仮定し、棚卸資産の過去の廃棄等による処分の実績及び今後の使用見込みに基づき、将来の在庫の廃棄予測を反映した規則的な帳簿価額の切下げ基準を設定しております。将来の在庫の廃棄予測は、経営環境や経営方針の変化等により、過去の廃棄等による処分の実績から乖離する可能性や、今後の使用見込みが変動する可能性があり、将来における廃棄の予測には高い不確実性を伴います。

III. 保証債務

関連会社の借入金に対する保証債務	50百万円
------------------	-------

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,303百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	984百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権	2,025百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	381百万円
5. 関係会社に対する長期金銭債務	518百万円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	2,815百万円
2. 関係会社からの仕入高	1,916百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	187百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,650,022株
------	------------

(注) 当事業年度末において、普通株式の自己株式には役員向け株式交付信託が所有する当社株式が123,000株含まれております。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	48百万円
減価償却超過額	372百万円
棚卸資産評価損	430百万円
賞与引当金	148百万円
未払費用	25百万円
受注損失引当金	23百万円
貯蔵品	13百万円
製品保証引当金	9百万円
資産除去債務	11百万円
その他	61百万円
繰延税金資産小計	1,144百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△449百万円
繰延税金資産合計	694百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△147百万円
前払年金費用	△166百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債合計	△326百万円
繰延税金資産(負債)の純額	368百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更が当事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	サンレック スコーポー レーション	所有 直接100	資金の借入 役員の兼任	利息の支払 (注)1	6	長期 借入金	345
子会社	三社電機(上 海)有限公司	所有 直接100	当社製品の 販売 役員の兼任	製品の販売 (注)2	1,439	売掛金	354
子会社	サンレック スリミテッ ド	所有 直接100	製品の購入 役員の兼任	製品の購入 (注)2	220	買掛金	5
子会社	㈱諏訪三社 電機	所有 直接100	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 利息の受取 (注)1	363 21	短期 貸付金 長期 貸付金	207 1,825

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 借入及び貸付の金利は市場金利を勘案して決定しております。

2. 製品の販売及び購入については、市場価格を勘案して取引価格を決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 VII. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,312円05銭

2. 1株当たり当期純利益 21円51銭

(注) 当社は、役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当該自己株式の期末株式数123,000株、当該自己株式の期中平均株式数123,000株)

XI. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 三社電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 家	哲

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三社電機製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三社電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 三社電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 家	哲

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三社電機製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討するとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社 三社電機製作所 監査役会

常勤監査役 北 野 市 郎 ⑩

社外監査役 榮 川 和 広 ⑩

社外監査役 植 田 麻 衣 子 ⑩

以 上